

柏市保育のあり方検討懇談会（第5回）

参考資料

1 子ども・子育て支援法について

第五章 子ども・子育て支援事業計画

（基本指針）

第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

（略）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

（略）

2 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備等の基本的な指針について

子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第六十条第一項の規定に基づく、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成二十六年内閣府告示第百五十九号）」が改正され、「市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項」に以下の「地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項」が追加されました。（令和4年4月1日施行）

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

三 市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に関する任意記載事項

（略）

4 地域子ども・子育て支援事業を行う市町村その他の当該市町村において子ども・子育て支援の提供を行う関係機関相互の連携の推進に関する事項

次に掲げる施策を踏まえつつ、各市町村の実情に応じた施策を盛り込むこと。

（一）関係機関の連携会議の開催等

妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行っていくためには、管内の子ども・子育て支援を実施している事業所の特性を十分に把握し、それらを生かした体制整備を行うことが望まれる。その際、一の事業者が複数の事業を行い総合的な支援を実施している場合だけでなく、各事業を実施する機関が相互に連携し、協力を図ることで子育て家庭の状況に応じた支援を行う場合が考えられるが、特に関係機関が連携する場合には、市町村が主体的にその環境を整備することが重要である。

このため、市町村においては、それぞれの子どもの特性や家庭の状況に応じた適切な支援につなげるため、子育て支援に関わる関係機関（認定こども園、幼稚園、保育所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業所、保健センター、医療機関、小学校、児童相談

所等)を集めた会議を少なくとも年に一回は開催し、各機関における課題等について議論し、共有するとともに、各機関の長同士だけでなく担当者同士も含め、日頃から互いの事業内容等に関する情報共有を図ることが考えられる。当該会議については、各市町村の規模に応じて、地域別に開催することや担当者の会議を開催することも考えられる。

(二) 関係機関の連携を推進する取組の促進

保護者が必要とするときに必要な支援を利用することができるよう、次に掲げる事業の実施に当たり、それぞれ次に定める取組を併せて行うことにより子育て支援に関わる関係機関の連携を促進することが考えられる。

- (1) 利用者支援事業専門的な知識及び経験を有する職員が、近隣の子育て支援又は母子保健等に関する事業を実施する各事業所等を巡回し、情報の収集及び共有を行うこと。
- (2) 地域子育て支援拠点事業保護者の子育てに対する不安を和らげ、男女共に保護者がしっかりと子どもと向き合い、子育てができるよう、必要に応じ関係機関の協力を得て、休日の育児参加促進に関する講習会を実施すること。
- (3) 子育て援助活動支援事業地域子育て支援拠点等との連携強化を図り、巡回等による見守り支援や、事故防止に関する講習等を実施すること。

3 柏市公共施設等総合管理計画について

柏市公共施設等総合管理計画「基本方針編」第1期計画（平成28年度～平成37年度）（抜粋）

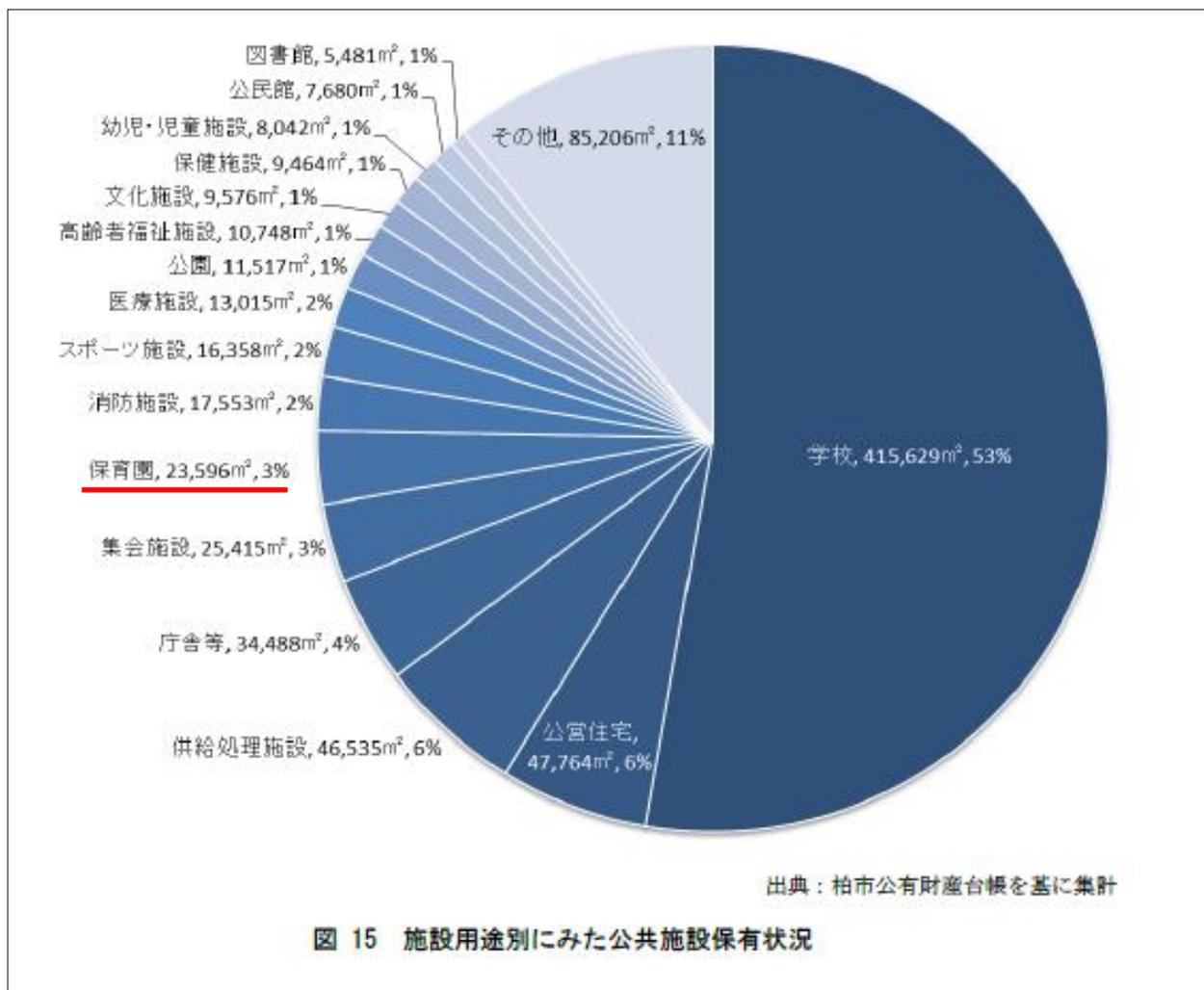
第2章 公共施設等を取りまく現状と課題

2-2 公共施設等を取りまく現状と課題

2-2-1 建築物系施設

(1) 保有面積・整備状況

(略)



第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1 建築物系施設

3-1-1 基本方針

公共施設の現状及び課題を踏まえ、「施設機能の再編と総量の縮減」、「計画的な保全による施設の長寿命化」及び「財産の活用と管理運営費の縮減」の3つの基本方針を定めます。

基本方針1：施設機能の再編と総量の縮減

柏市の人口1人あたりの公共施設の延床面積は、中核市や類似自治体の平均と比べて低い水準にありますが、他の自治体と同様、中長期的には少子高齢化に伴う人口減少社会の到来により、財政状況が厳しくなることが確実であり、今ある全ての施設をこれまでと同様に維持していくことは困難です。また、利用率が低下している施設も存在していることから、現状の行政サービスが市民ニーズに合っているか再検証を行っていく必要があります。

このため、施設機能の再編を図るとともに施設総量の縮減を図り、「量」の適正化と「質」の確保の両立を目指します。

(1) 市民ニーズに合わせた施設機能の再編

(略)

今後は、各施設について、利用率やコスト等の状況を的確に把握した上で、市民のニーズと乖離があると認められるときは、施設のあり方を含めた見直しを行います。

この場合、公共施設を単にハコモノとして捉えるのではなく、そこで提供されている行政サービスや活動に着目し、施設の持つ機能が利用者のニーズにあったものとなるように見直しを行います。例えば、近隣センターは、集会施設、体育館（室）、図書館分館等の機能を持つ複合施設ですが、全ての近隣センターに同様の機能を持たせるのではなく、地域のニーズに応じて利用度の低い機能は廃止し、利用が多く見込まれる機能は新たに加えることなども検討します。

3-1-2 目標設定

(略)

(3) 数値目標の設定

(略)

このため、施設総量（延床面積）の縮減については、将来推計人口を踏

まえて段階的な取組を進め、今後40年間で13%減らしていくこととし、その他の方策を並行して実施することにより収支ギャップの解消を図ります。

3-1-3 具体的な手法

基本方針1：施設機能の再編と総量の縮減

(略)

(2) 取組の考え方・手法

① 施設の集約化・複合化・転用

施設機能の再編に向けて、集約化・複合化・転用を推進します。集約化とは、既存の同種又は類似の施設を一か所に統合することをいいます。複合化とは、異なる種類の施設を一か所に統合することをいいます。異なる種類の施設を同じ建物に配置することにより、ワンストップサービスの提供や施設・設備等の一部共用化による管理運営の効率化などの相乗効果を図ります。転用とは、既存の公共施設を改修し、他の施設として利用することをいいます。

いずれの場合も、必要な機能を維持することにより、行政サービスの低下を招かないように配慮します。また、従前の延床面積を減らして、将来の財政負担の抑制を図ります。

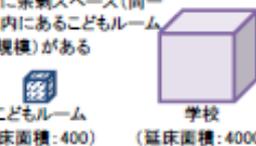
手法	取組のイメージ	
	実施前	実施後
集約化 (運営統合)	 <p>A近隣センター (延床面積:800)</p> <p>B近隣センター (延床面積:800)</p>	 <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>集約後施設 (延床面積:1200)</p> <p>C近隣センター</p>
<p>既存の同種又は類似の公共施設を統合し、一体の施設として再整備(建替)する手法です。</p>		
集約化 (機能集約)	 <p>A近隣センター (延床面積:600)</p> <p>B近隣センター (延床面積:1200)</p>	 <p>廃止</p> <p>B近隣センター (延床面積:1200)</p> <p>B近隣センターの余剰スペースで、A近隣センターの行政サービスがまかなえると判断された場合</p>
<p>既存の同種又は類似の公共施設で、1施設に機能集約が可能と判断された場合、一方の施設を廃止して統合する手法です。</p>		
複合化 (運営合築)	 <p>児童センター (延床面積:800)</p> <p>老人福祉センター (延床面積:800)</p>	 <p>廃止</p> <p>廃止</p> <p>複合施設(他世代交流施設) (延床面積:1200)</p> <p>児童センター</p> <p>老人福祉センター</p>
<p>既存の異なる種類の公共施設を合築し、これらの機能を有した複合施設として再整備(建替)する手法です。</p>		
複合化 (用途変更)	 <p>こどもルーム (延床面積:400)</p> <p>学校 (延床面積:4000)</p>	 <p>廃止</p> <p>複合施設 (延床面積:4400[400+3800])</p>
<p>既存の異なる種類の公共施設で、一方の施設にある余剰スペースの用途変更で、もう一方の施設の機能確保が可能と判断された場合、後者の施設を廃止して統合する手法です。</p>		

図 31 集約化・複合化のイメージ

手法	取組のイメージ	
	実施前	実施後
転用	 <p>市営住宅 (延床面積:3000)</p>	 <p>特別養護老人ホーム (延床面積:3000)</p>
<p>既存の公共施設を改修し、他の施設として利用する手法です。</p>		

図 32 転用のイメージ

(略)

基本方針3：財産の活用と管理運営費の縮減

(2) 民間活力の活用

① 民間施設の活用・主体変更等

行政サービスを維持しながら施設の管理運営費を縮減する手法として、民間施設の活用や主体の変更、サービスの提供方法の変更等の取組を進めます。

なお、PPP/PFI手法の導入については、「柏市 PPP/PFI 手法導入ガイドライン」に基づく取組を進めます。

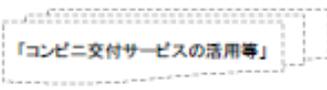
手法	取組のイメージ	
	実施前	実施後
民間施設の活用	 小規模ホール (延床面積:1000)	 廃止  賃借等 大規模小売店舗との複合施設 (延床面積:10000[公共1000+民間9000])
公共施設を自ら整備するのではなく、必要となる施設規模や設備を総合的に見極め、民間施設へ入居可能であれば、運営形態(賃借か区分所有か、民営民営か民営公営か等)を踏まえた上で活用する手法です。		
主体の変更	 体育館 (延床面積:6000)  専業・管理運営 公共	 体育館 (延床面積:6000)  専業・管理運営 民間 指定管理者制度の導入等
専業の施設主体や、施設の管理運営主体について、指定管理者制度の導入、民営化等により、民間事業者等へ変更する手法です。		
サービス提供方法の変更	 証明書等申請・交付窓口	 縮小  「コンビニ交付サービスの活用等」
事業者のものやサービスのあり方等を踏まえ、ICTの活用等により、施設を前提としないサービス提供方法へ変更する手法です。		

図 33 民間施設の活用・主体変更等のイメージ

第4章 類型別方針

4-1 建築物

(略)

4-1-6 子育て支援施設

(1) 保育園

施設の状況	
<ul style="list-style-type: none"> 市内に23施設あります。 老朽化した施設が多く、対応が求められています。 保育需要は増加しており、需要に見合ったサービス量を確保する必要があります。ただし、中長期的には、幼少人口の減少に伴い、保育需要も減少するものと見込まれます。 	
施設管理の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> 保育需要の伸びに見合った必要なサービス量の確保については、私立保育園の整備により対応します。 中長期的には保育需要の減少が見込まれることから、地域ごとの保育需要や民間施設の整備状況、施設の老朽化の状況等を見据えながら、今後の公立保育園のあり方（公立保育園として必要な役割と機能、規模及び配置など）について、廃止や民間事業者への移行を含めて検討し、<u>総量の縮減を図ります。あわせて、サービスの質の向上を図り、量と質の両面から最適化に努めます。</u> <u>存続させる施設については、日常的な点検や定期的な修繕に加え、中長期的な計画に基づく大規模修繕等を実施すること（計画的な保全）により長寿命化を図ります。あわせて、他の公共施設との複合化や施設規模の縮減（ダウンサイジング）なども検討します。</u> 	
第1期計画期間に重点的に取り組む事項	中長期にわたり優先的に取り組む事項
<ul style="list-style-type: none"> <u>○今後の児童数の推移や保育需要の見直しを分析し、待機児童の解消が可能となる保育量の安定的な確保を前提とし、今後の公立保育園のあり方を検討します。</u> ○検討に基づき、柏市の基本的な考え方（公立保育園の最適化に関する基本方針）をまとめます。 	<ul style="list-style-type: none"> ○左記の事項を踏まえ、関係機関等からの意見聴取を行いながら、<u>現状維持、役割の見直し、規模の縮小や統合などについての検討と具体的な計画の策定を行います。</u> ○存続させる施設については、計画的な保全により、機能の維持と一定の長寿命化を図ります。